

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、満濃町土地改良区から平成20年1月25日土地改良事業（基盤整備促進事業（区画整理・かんがい排水事業）高屋原地区）の換地処分をした旨届出があった。

平成20年2月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀